
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第27回：上場株式を贈与する

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

1. 上場株式も贈与できるの？

上場株式も
贈与できるの？

贈与税の評価はどうか？
売却した時の取得価額は？



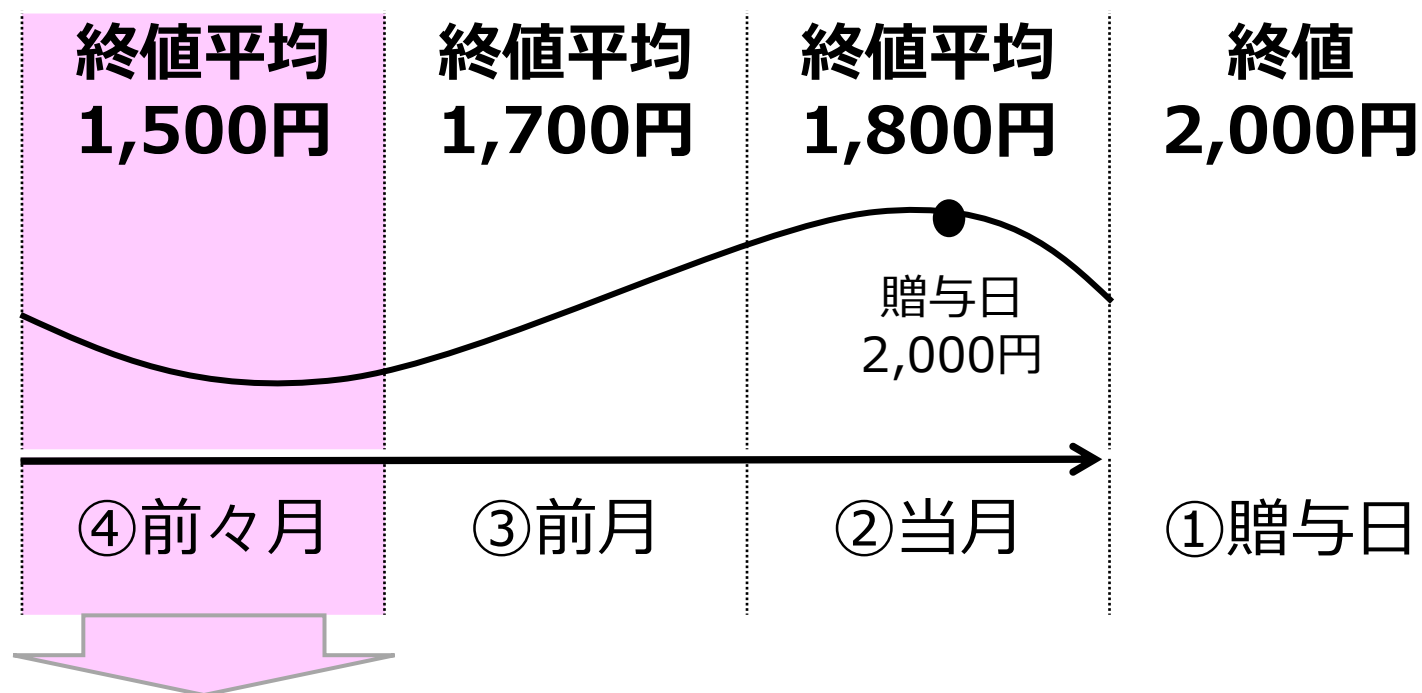
2. 上場株式の贈与税評価額

◆ 上場株式の贈与税評価額

①	贈与日の終値	①～④のうち <u>最も低い価格</u>
②	贈与日の当月の終値平均	
③	贈与日の前月の終値平均	
④	贈与日の前々月の終値平均	

3. 上場株式の贈与税評価額：具体例

【例】 A株式の株価推移



受取る株式の時価は2,000円でも、贈与税評価額は最も低い価額の1,500円になります。

A株式の贈与税評価額 = 最も低い価額 1,500円

【例】 A株式1,000株（贈与日の終値2,000円/株）と預金200万円の贈与と贈与税

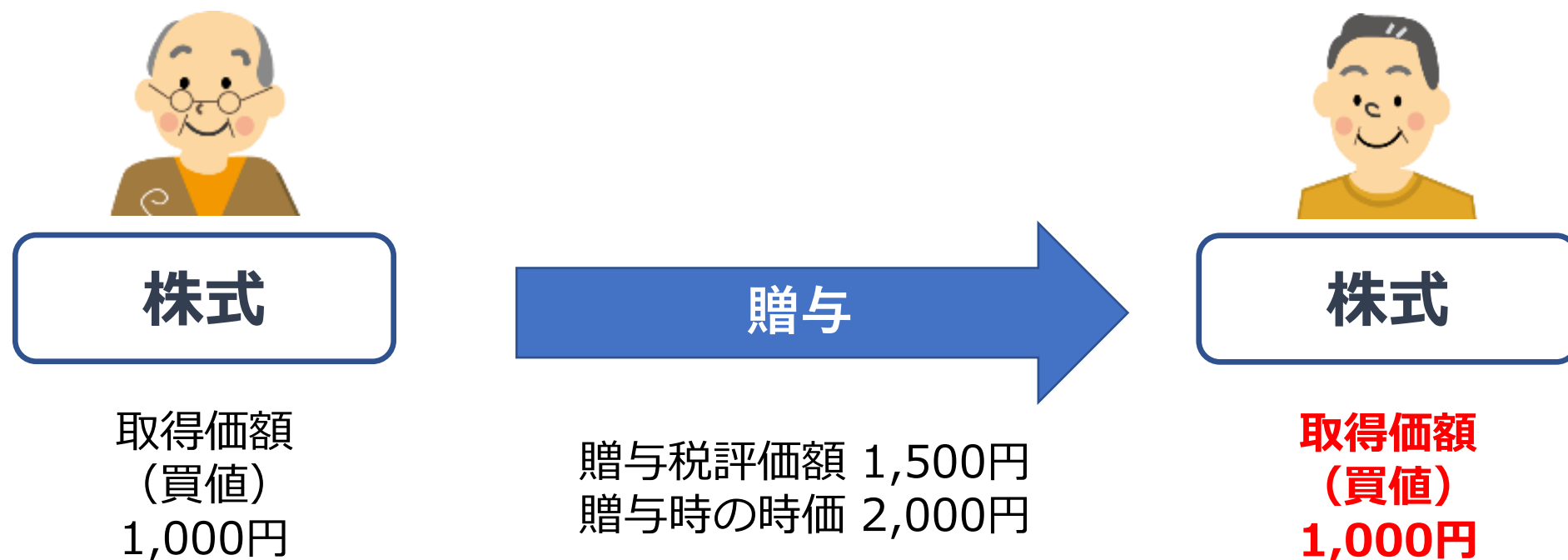
- ① A株式の時価 : 200万円 (= 2,000円×1,000株)
贈与税評価額 : 150万円 (= **1,500円**×1,000株) ⇒ **贈与税額 : 4万円**
- ② 預金 : 200万円
贈与税評価額 : 200万円 ⇒ **贈与税額 : 9万円**

現金ではなく株式で贈与する方が有利な場合があります。

4. 上場株式の贈与後の取得価額は？

贈与により取得した株式の取得価額は…

贈与者（前の所有者）の取得価額を引き継ぎます



贈与後、2,500円で売却した場合の売却損益

売却価額2,500円 - 取得価額1,000円 = 売却益1,500円

【 当資料の利用に関する留意事項 】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は令和4年6月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介しますこともできますのでご相談ください。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本S T O協会